

# 中華人民共和国上海海事局文書

## 沪海危防<2011>297 号

### 上海海事局より汚染危害性貨物及び固体バルク貨物申告に 関する事項の実施のお知らせ

関係方へ：

最近、『国際海運固体バルク貨物規則』、『中華人民共和国船舶及び関係作業活動汚染海洋環境防治管理規定』等公約、法規が相継ぐ発効されてきた。関係公約、法規を徹底的に貫徹するために、交通運輸部海事局にて『「中華人民共和国船舶及び関係作業活動汚染海洋環境防治管理規定」に関する事項の実施のお知らせ』（海船舶[2011]45 号）と『「国際海運固体バルク貨物規則」に関する事項の実行のお知らせ』（海船舶[2010]662 号）が発布され、現在当局が上記規定を実行するために、管轄区域にて汚染危害性貨物及び固体バルク貨物の申告に対し下記要求を明確する。

#### 一、汚染危害性貨物の申告

(一)2011 年 7 月 1 日より、船舶運送交通運輸部海事局にて発布された『海運汚染危険性貨物カタログ』に収録された汚染危害性貨物が上海港水域へ入出する度に、輸送業者或いはその代理者より事前の 24 時間前(航程 24 時間未満の場合は前の港口から出港する時)に『汚染危害性貨物運送船舶申告書』（別紙一）を書込み、当局へ汚染危害性貨物船舶運送の申告手続きをし、荷主或いはその代理者より本船の申告前に『汚染危害性貨物安全運送申告書』（別紙二）を書込み、当局へ貨物安全運送の申告手続きをする(以下「貨物申告」という)。

汚染危害性貨物を積換えて入港する船舶に対し、荷主或いはその代理者より上記要求に基づき、本船の入港申告手続き前に貨物申告を終わらせる。

汚染危害性貨物を積換えて出港する船舶、汚染危害性貨物を通過する船舶と当局で登録した汚染危害性貨物を運送する“往復海上バス”に対し、申告手続きを免除できる。

(二)パッキング済の汚染危害性貨物船舶入港申告以外、上記申告手続きは当局 EDI 申告システムで操作される。当局 EDI 申告システムには含まれてないパッ

キング済の汚染危害性貨物船舶入港申告に対し、荷主は書面で申告する。下記書類をご提出：

1. 汚染危害性貨物安全運送申告書(1式3部)；
2. 荷主より発布される授權証明書(代理者より申告する場合)；
3. 関係の汚染危害性貨物安全技術取り扱い；
4. コンテナ汚染危害性貨物の場合、有効なパッキング書類も提出する；
5. 貨物に抑制剤或いは安定剤を添加する必要がある場合には、添加された抑制剤或いは安定剤の名称、数量、温度要求、有効期間と有効期間が切る時の措置を提出する；
6. 放射性汚染危害性貨物を運輸する場合、放射性分量証明を提出する；
7. 国家関係機構より法的規定に従って認可されるから運送できる汚染危害性貨物に対し、有効な認可文書を提出する；
8. 申告側には書面貨物申告を行う場合、『汚染危害性貨物安全運送申告書』に統一番号をつけること。(番号使用ルール：貨物申告方の英語略称+11桁番号。前8桁は日付、後3桁は当日貨物運送申告順番番号。例えば、SCTFA20110601001)。

(三)輸送業者より EDI 申告システムで汚染危害性貨物船舶を申告する時、危険貨物運送申告に関する材料以外、下記書類も必要になる：

1. バルク液体汚染危害性貨物或いは 1000MT 以上其の他汚染危害性貨物の場合、船舶経営者が海事管理機構より認可される汚染処置作業会社と結ばれた汚染処置作業契約を提出する(当該規定の実行期間は 2012 年 1 月 1 日まで緩める)；
2. 300MT 及び 300MT 以上のオイル類或いは比重は 1 以下かつ水と不溶、やや溶解のバルク有毒液体貨物を積卸す船舶に対し、オイルフェンス実施の書面証明書類を提出する；
3. 輸送業者より EDI 申告システムで申告する時、申告書の「貨物申告領収番号」欄に上記(二)に述べた貨物申告番号或いは EDI 申告審査領収番号を書き込むこと。

汚染危害貨物を積み替えて出港する船舶を EDI 申告する場合、「貨物申告領

収番号」欄に当該貨物の入港船舶の EDI 申告審査領収番号を書き込むこと。

(四)危険品且つ『海運汚染危険性貨物カタログ』に含まれてる貨物を運送する船舶に対し、関係申告手続きは当局 EDI 申告システムで一括に申請できる。

## 二、固体バルク貨物の申告

(一)2011 年 7 月 1 日より、バルク穀物以外、『国際海運固体バルク貨物規則』に含まれてる A グループ、B グループ、C グループの固体バルク貨物を運送する国際船舶と沿海船舶(江海連合運送含み)が上海港水域へ入出のたびに、輸送業者或いはその代理者は入港・荷積みの 24 時間前に『固体バルク貨物運送船舶申告書』(別紙三)を書込み、当局へ固体バルク貨物船舶の申告手続きをする。

上記船舶のうちに、A グループと C グループの固定バルク貨物を載せて出港する船舶或いは B グループの固定バルク貨物を載せて入出港する船舶に対し、荷主或いはその代理者は本船申告前に『固体バルク貨物安全運送申告書』(別紙四)を書込み、当局へ固体バルク貨物申告手続きをする。上記申告手続きは現在書面申請のみ。

A グループ、C グループの固体バルク貨物を載せて入港する船舶或いは固体バルク貨物を載せて通過する船舶に対し、申告手続きを免除する。

(二)荷主或いはその代理者より申告する場合、下記書類をご提出：

1. 固体バルク貨物安全運送申告書(1 式 3 部)；

2. 関係代理資格証明書及び荷主より発布される有効な授權証明(代理者より申告する場合)

3. A グループの固体バルク貨物の場合、水分含有量証明書及び運送可能の水分極限証明書を提出する；

含水量測定は荷積み前の一週間までに行われる。その間に含水量を変更する恐れがある降水等状況があれば、再度サンプルを取って測定すること；運送可能の水分極限測定は荷積み前の六ヶ月までに行われる。その間に運送可能の水分極限を変更する恐れがある状況があれば、再度サンプルを取って測定すること。

4. B グループ或いは C グループの固体バルク貨物に対し、『国際海運固体バルク貨物規則』添付 1 貨物明細表の要求に基づき、関係証明書及び書類を提出する。例えば、直接還元鉄を運送する場合、貨物の含水量証明書、温度証明書及び風化証

明書を提出する;シードケーキならオイル・水の含有量証明書が必要;

(三)輸送業者及びその代理者より申告する場合、下記書類をご提出:

1、固体バルク貨物運送船舶申告書(1式3部);

2、当局より許可された固体バルク貨物安全運送申告書(適用時);

3、関係代理資格証明書及び輸送業者より発布される有効な授權証明(代理者より申告する場合);

4、船舶国籍証明書、オイル汚染防止証明書及び関係民事責任保険証明書;

5、Bグループの固体バルク貨物を運送する場合、関係運送可能の証明書;

(四)運送される固体バルク貨物は同時に危険品或いは汚染危害性貨物であれば、固体バルク貨物の要求により申告する;

(五)運送されたいコールに対し、その含水量を測定し、Bグループ或いは「AとBグループ」仕分けを正しく区別すること。

『国際海運固体バルク貨物規則』に含まれてない固体バルク貨物を運送する場合、荷主は大連危険貨物運送研究センターに安全運送評価を依頼し、運送条件を明確させる。当該貨物は国際運送なら、輸出国、輸入国及び船旗国三方より評価されること。安全運送評価が完了してから申告できる。

(六)固体バルク貨物積卸作業前に、VESSELとSHORE両方は『国際海運固体バルク貨物規則』に基づき、積卸計画を契約する;積卸作業前にVESSELとSHORE両方は船舶安全検査表制度を作成し、厳格的に『VESSELとSHORE安全検査表』(別紙六)及び貨物積卸計画要求に従って作業し、船舶の安全航行と作業を確保する。

三、当局で船舶汚染危害性貨物と固体バルク貨物の申告場所は下記:

(一)国際コース(内支線含み)の申告:

営業日 0900 から 1630 までには上海海事局政務中心で受理;

営業日 1630 から翌日 0900 までと休日・節日には上海海事局報検中心で受理;

住所:楊樹浦路 88 号

(二)国内コース船舶の申告:

上海海事局各海事処政務中心

四、汚染危害性貨物と固体バルク貨物の申告者は関係法律法規を相当詳しい

はず、又申告のフローと要求を把握してはるはず。

荷主、輸送業者及びその代理者は厳格的に申告情報を審査すべき。当局許可を貰うまでに汚染危害性貨物或いは固体バルク貨物の積卸作業は厳禁。一旦ルール違反が発見された場合、本船の入出港は禁止される。

五、上記要求実行中、何か問題でもあれば、当局危険管理汚染防止処の担当者に連絡する。連絡先は下記：

電話：66072810 王華

FAX：66072814

2011年6月27日